

理学療法士等による訪問看護の見直し

※ 理学療法士等：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

週4日目以降の評価の見直し

- 理学療法士等による訪問看護について、週4日目以降の評価を見直す。



現行

【訪問看護基本療養費(Ⅰ)】

- イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合(ハを除く)
 (1)週3日目まで 5,550円 (2)週4日目以降 6,550円
- ロ 准看護師による場合
 (1)週3日目まで 5,050円 (2)週4日目以降 6,050円
- ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 12,850円



改定後

【訪問看護基本療養費(Ⅰ)】

- イ **保健師、助産師又は看護師**による場合(ハを除く)
 (1)週3日目まで 5,550円 (2)週4日目以降 6,550円
- ロ 准看護師による場合
 (1)週3日目まで 5,050円 (2)週4日目以降 6,050円
- ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合 12,850円
- ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合**
5,550円

※ 訪問看護基本療養費(Ⅱ)についても同様

計画書・報告書への記載事項の見直し

- 訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、訪問する職種又は訪問した職種の記載を要件とする。

[算定要件]

- 理学療法士等が訪問看護を提供している利用者について、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士等が提供する内容についても一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携し作成する。
- 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては、指定訪問看護の利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ看護職員による定期的な訪問により、利用者の病状及びその変化に応じた適切な評価を行う。
- 訪問看護計画書には訪問看護を提供する予定の職種について、訪問看護報告書には訪問看護を提供した職種について記載する。**

訪問看護提供体制の充実

機能強化型訪問看護ステーションに係る人員配置要件の見直し

- 機能強化型訪問看護管理療養費の人員配置基準について、より手厚い訪問看護の提供体制を推進するとともに、訪問看護ステーションにおける医療従事者の働き方の観点から、看護職員の割合を要件に加え、一部の看護職員については常勤換算による算入を可能とする。

現行

【機能強化型訪問看護管理療養費】

[施設基準]

機能強化型1

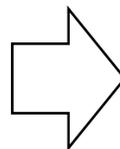
- ・ 常勤の看護職員 7人以上

機能強化型2

- ・ 常勤の看護職員 5人以上

機能強化型3

- ・ 常勤の看護職員 4人以上



改定後

【機能強化型訪問看護管理療養費】

[施設基準]

機能強化型1

- ・ 常勤の看護職員 7人以上
(うち1人については、非常勤職員を常勤換算することが可能)
- ・ **看護職員 6割以上**※

機能強化型2

- ・ 常勤の看護職員 5人以上
(うち1人については、非常勤職員を常勤換算することが可能)
- ・ **看護職員 6割以上**※

機能強化型3

- ・ 常勤の看護職員 4人以上
- ・ **看護職員 6割以上**※

[経過措置] (看護職員割合の要件について)

令和2年3月31日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1、2又は3を届け出ているものについては、令和3年3月31日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなす。

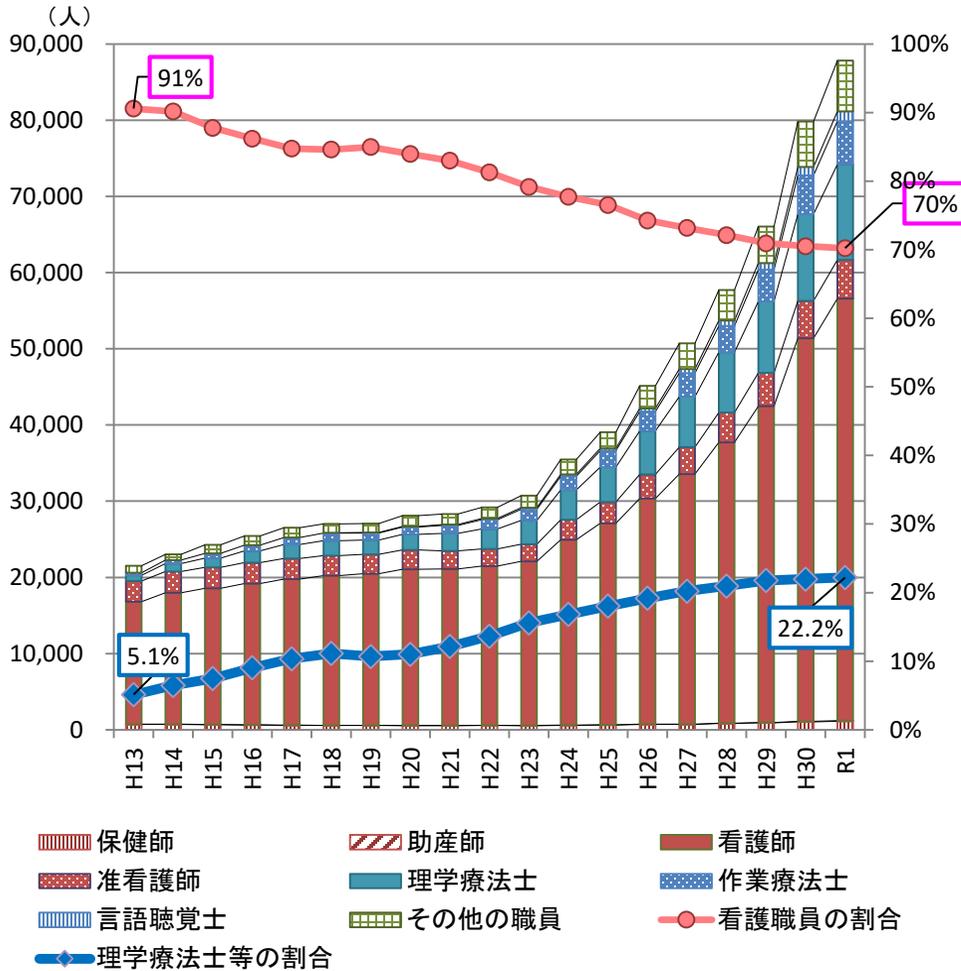
※ 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)の割合は、看護師等(看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)に占める看護職員の割合を指す。(人員配置に係る基準のみ抜粋)

訪問看護ステーションにおける理学療法士等の状況①

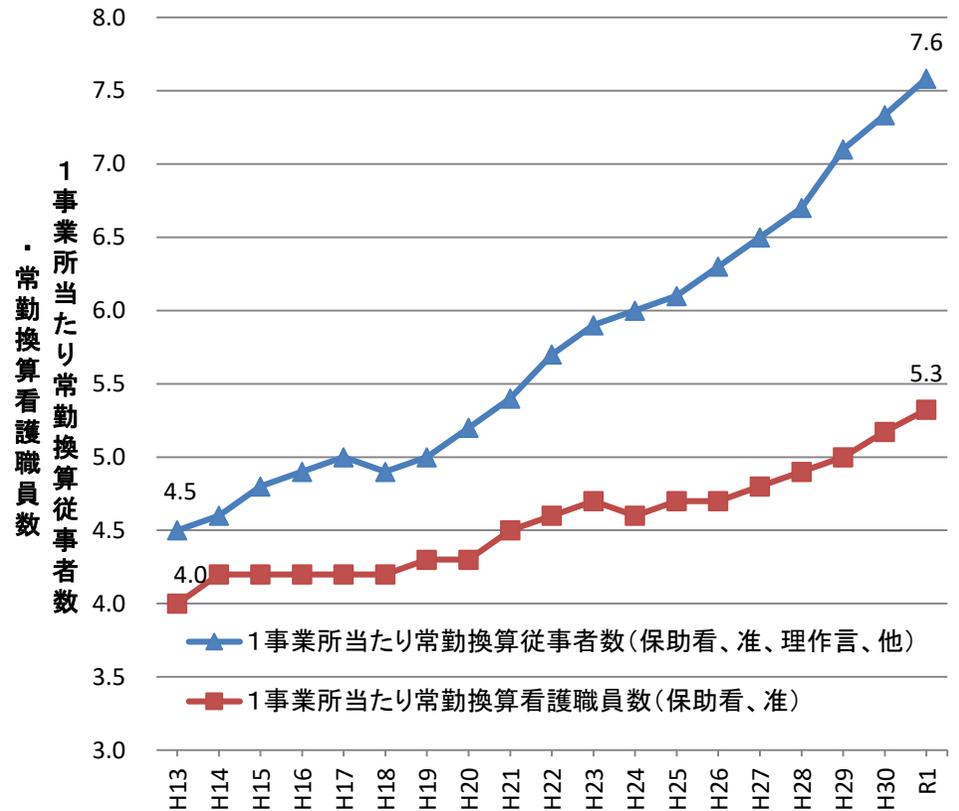
中医協 総-1-2
3. 8. 25

○ 訪問看護ステーションの従事者数のうち、理学療法士等が占める割合が増加傾向。

■ 訪問看護ステーションにおける職種別の従事者数の推移(常勤換算)



■ 訪問看護ステーションの1事業所当たり従事者数(常勤換算)

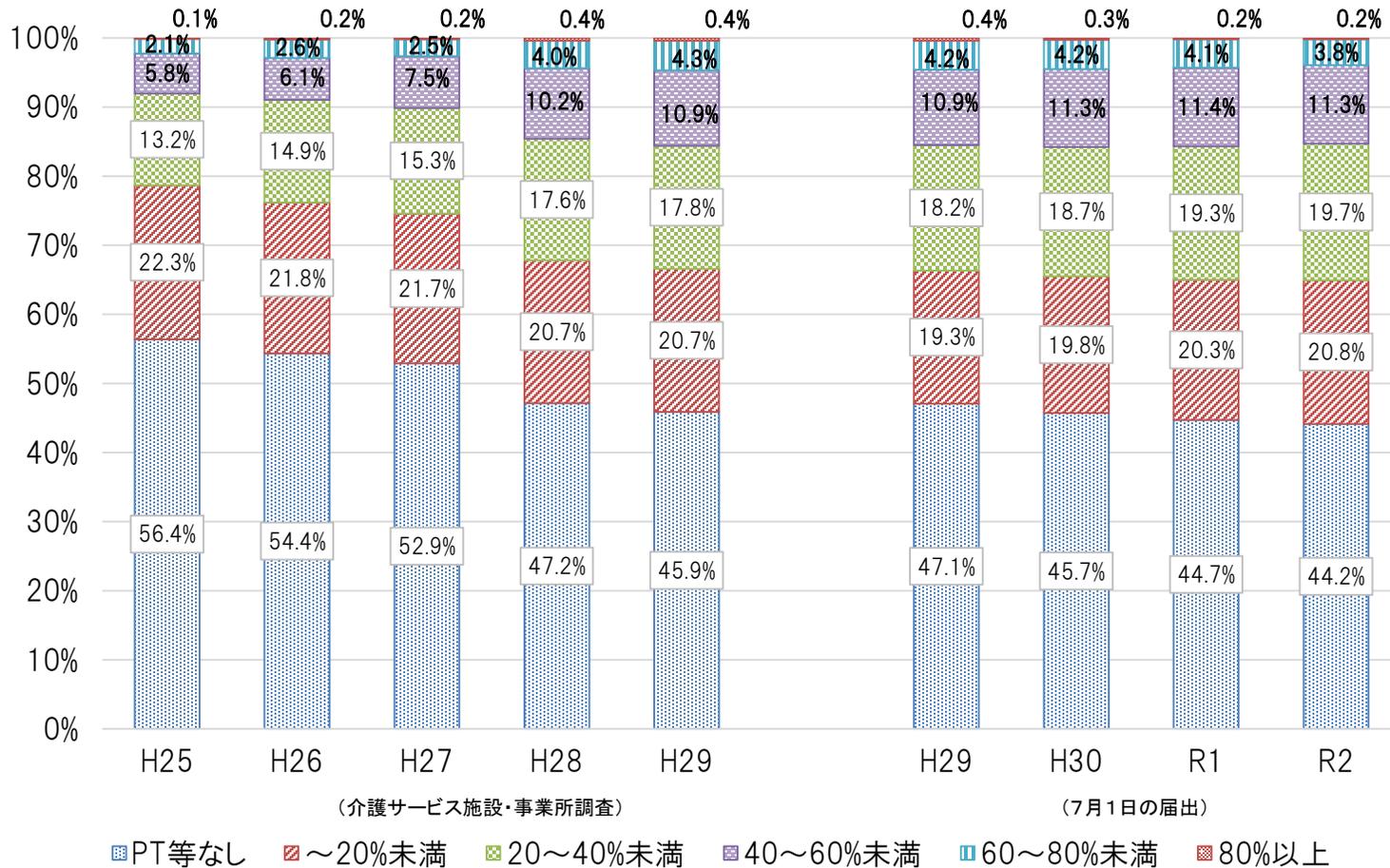


※ 理学療法士等:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

訪問看護ステーションにおける理学療法士等の状況②

○ 理学療法士等の割合が多い訪問看護ステーションは増加傾向だが、近年の増加幅は緩やかになっている。

■ 理学療法士等の割合別*の事業所割合



※ 理学療法士等: 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

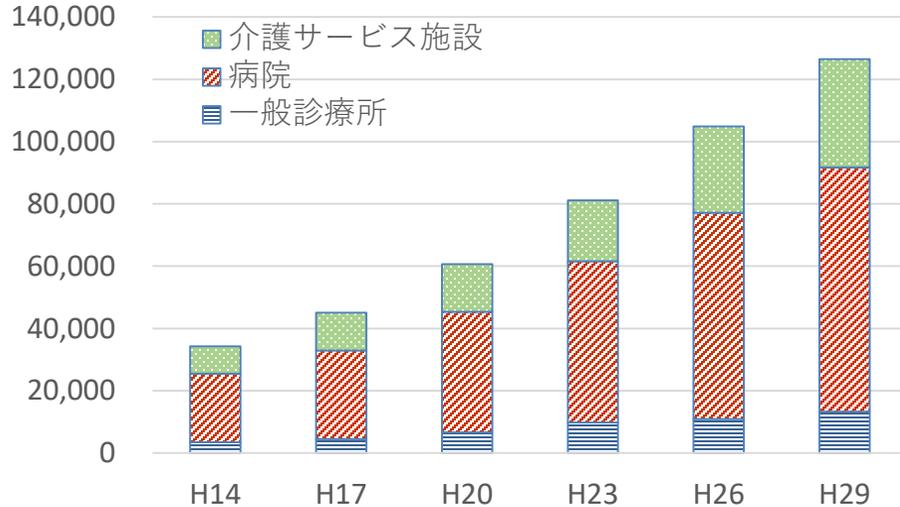
【出典】左図のH24～H29: 介護サービス施設・事業所調査より保険局医療課にて作成
左図のH29～R2: 各年7月1日の届出状況より保険局医療課にて作成

※ 理学療法士等の割合階級は、常勤換算理学療法士等従事者数を常勤換算看護職員+理学療法士等従事者数で除して求めた。

理学療法士、作業療法士の従事者数の年次推移(常勤換算)

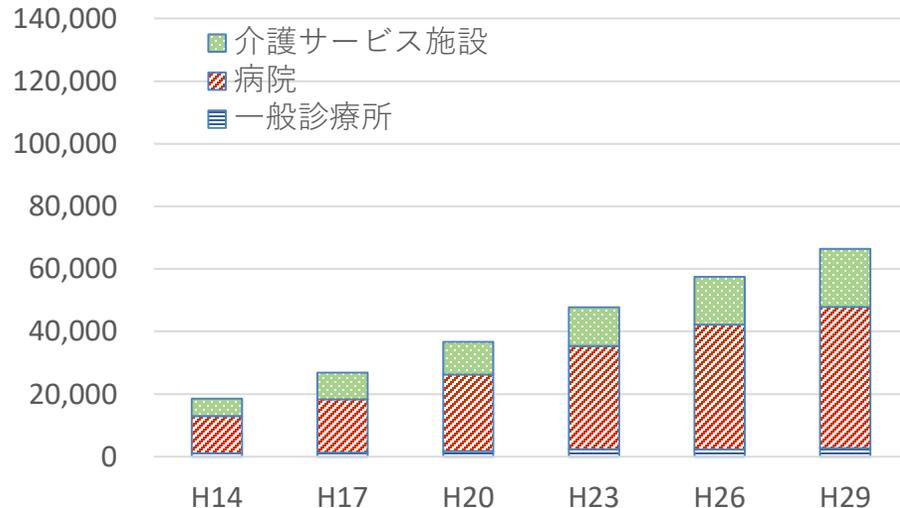
○ 理学療法士、作業療法士の従事者数は、いずれの場所においても増加している。

■ 理学療法士の従事者数



区分	理学療法士(常勤換算)					
	H14	H17	H20	H23	H26	H29
介護サービス施設	8,772	12,101	15,292	19,562	27,789	34,770
病院	22,029	28,509	38,675	51,800	66,151	78,439
一般診療所	3,458	4,471	6,683	※9,821	10,988	13,256
合計	34,259	45,081	60,650	81,183	104,928	126,465

■ 作業療法士の従事者数



区分	作業療法士(常勤換算)					
	H14	H17	H20	H23	H26	H29
介護サービス施設	5,598	8,438	10,412	12,367	15,364	18,582
病院	11,882	17,070	24,457	33,020	39,786	45,165
一般診療所	1,079	1,312	1,805	※2,407	2,350	2,687
合計	18,559	26,820	36,674	47,794	57,500	66,434

各年、10月1日現在の従事者数

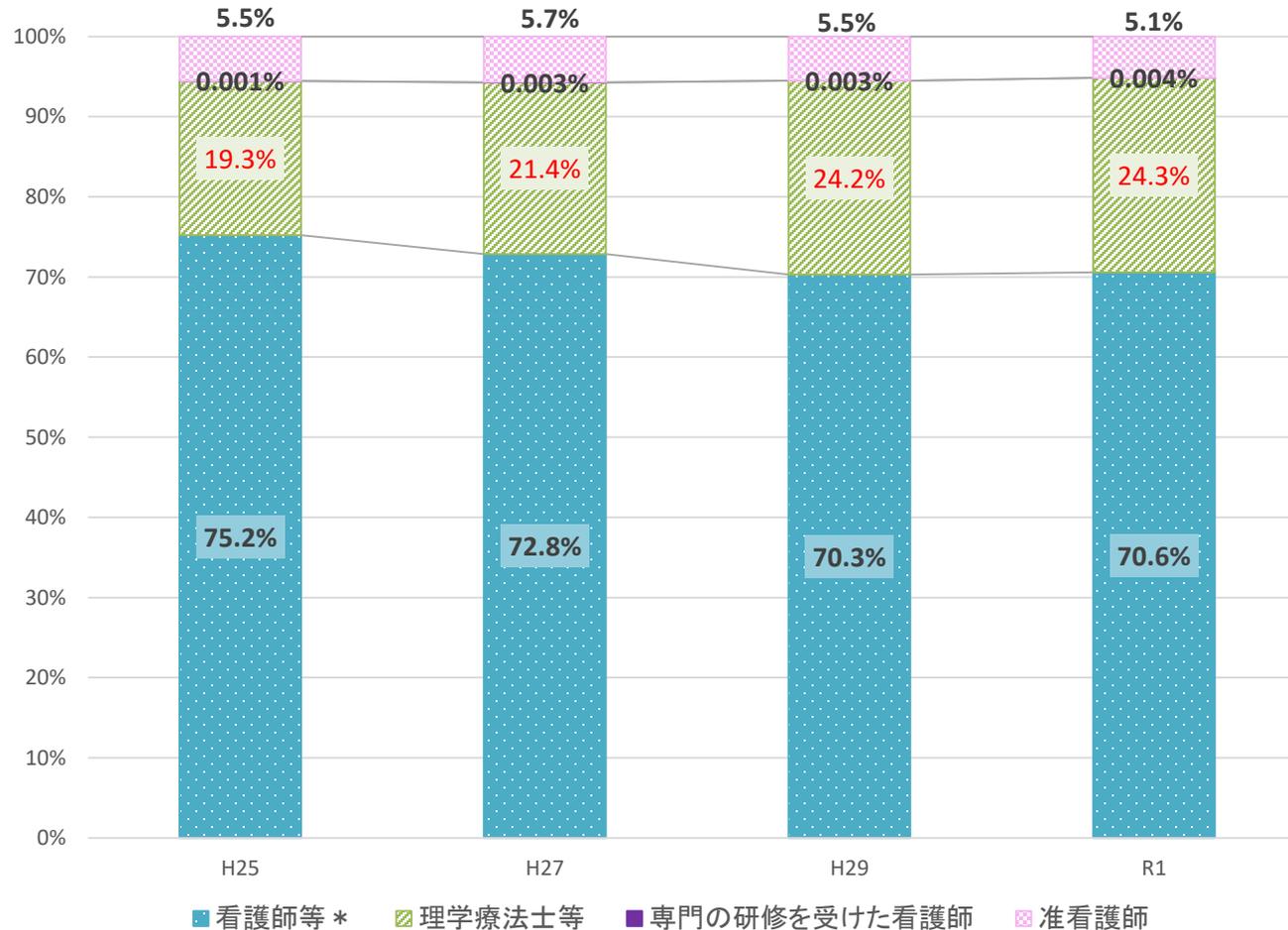
※H23の一般診療所は、宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値

※介護サービス施設:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問看護ステーション、通所介護、通所リハビリテーション(介護老人保健施設)、通所リハビリテーション(医療施設)、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護

訪問看護基本療養費の職種別算定日数割合

○ 訪問看護基本療養費の理学療法士等による訪問看護の算定日数の割合は、2割前後で推移している。

■ 訪問看護ステーションにおける職種別の算定日数※



総日数（推計）

H25	750,723
H27	938,385
H29	1,258,251
R1	1,566,846

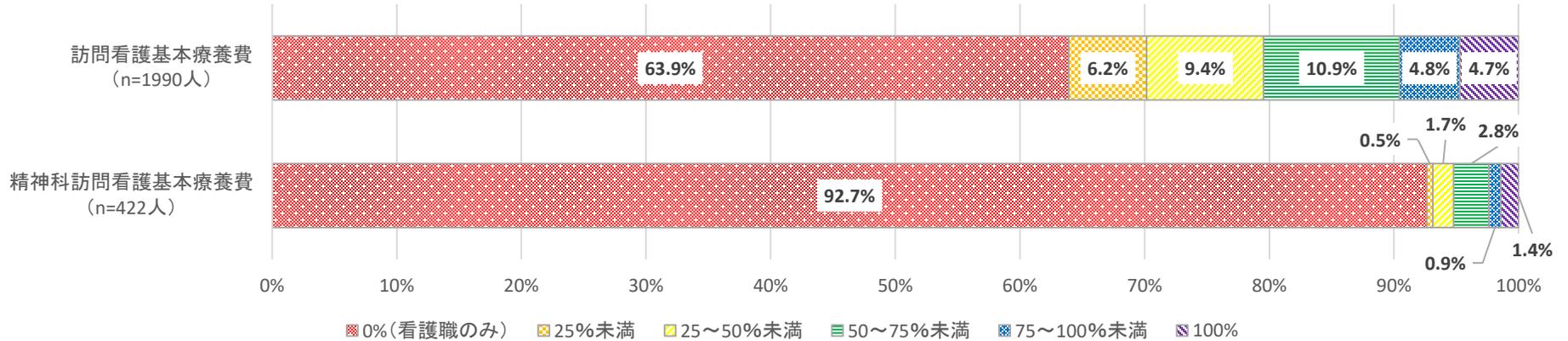
※ 訪問看護基本療養費 I 及び II の合計

* 看護師等：保健師、助産師、看護師

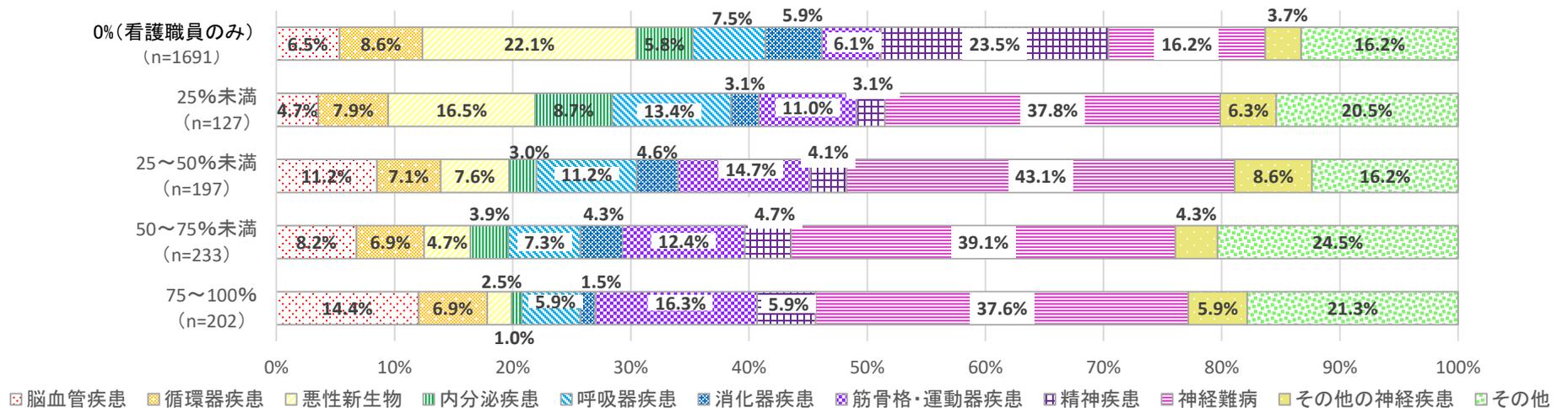
理学療法士等による訪問看護

- 理学療法士等による訪問看護を実施している利用者は、約3割。
- 脳血管疾患、筋骨格・運動器疾患、神経難病の利用者は、理学療法士等による訪問看護の割合が高い。

■理学療法士等による訪問看護種別(令和2年9月訪問分)



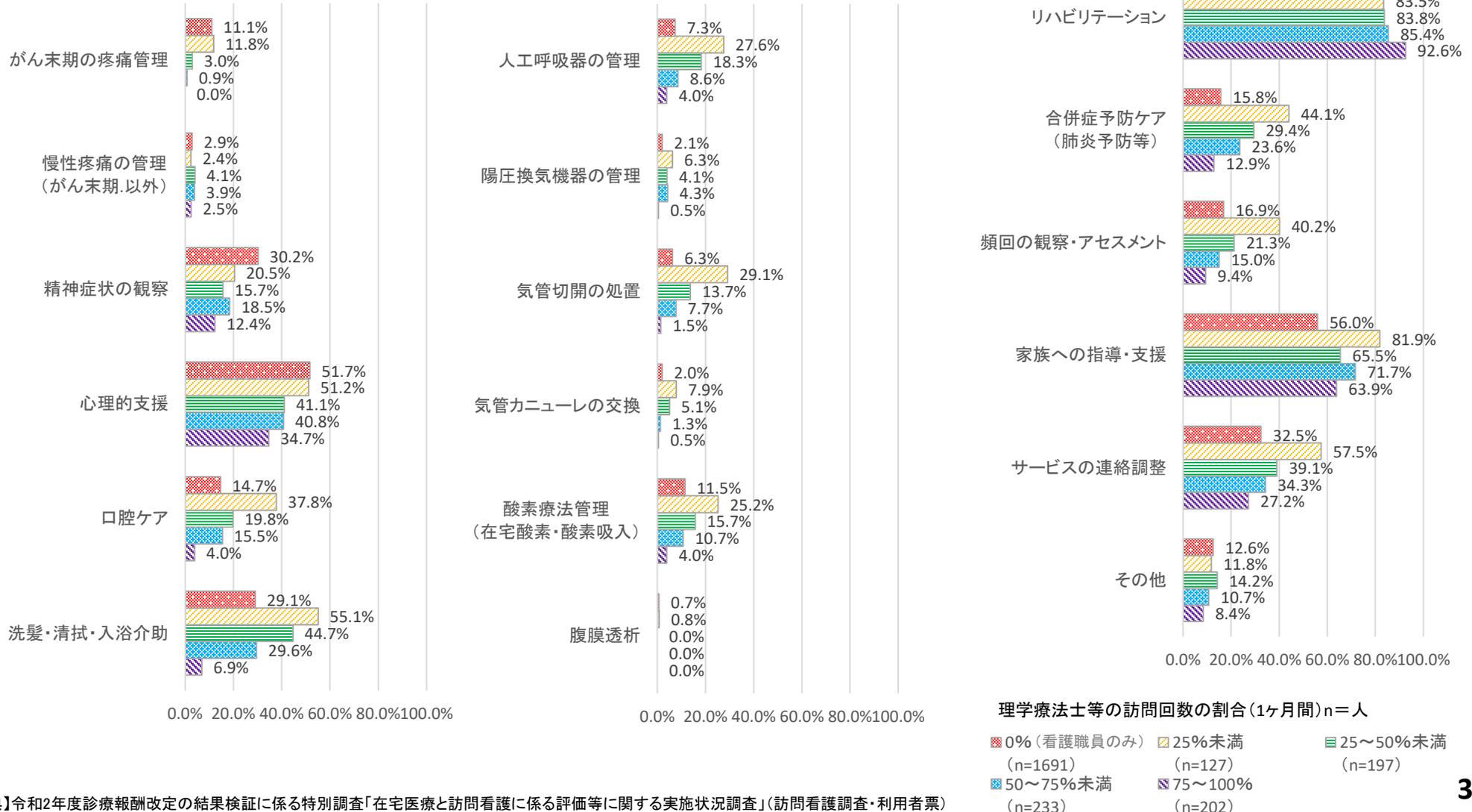
■理学療法士等による訪問看護の割合別の利用者の傷病名(令和2年9月訪問分)(複数回答)



理学療法士等の訪問割合別にみた訪問看護におけるケア状況

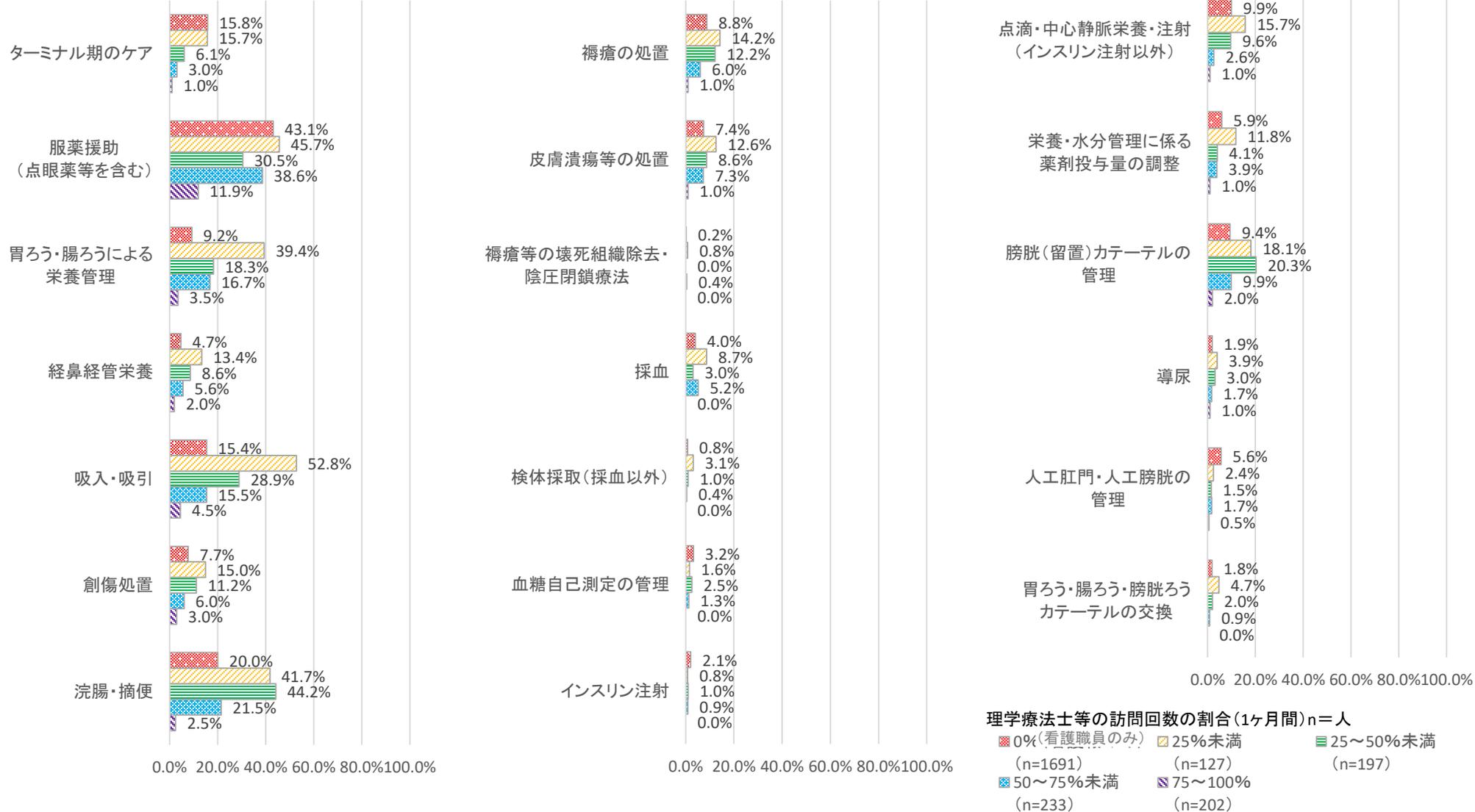
○ 理学療法士等の訪問割合別に訪問看護におけるケアの実施状況を見ると、理学療法士等による訪問割合が高い利用者には提供された訪問看護におけるケアの内容は、以下のとおりだった。

■ 理学療法士等による訪問割合別の訪問看護におけるケア状況(令和2年9月訪問分)(複数回答)



理学療法士等の訪問割合別にみた訪問看護におけるケア状況(続)

■理学療法士等による訪問割合別の訪問看護におけるケア状況(令和2年9月訪問分)(複数回答)



令和3年度介護報酬改定に伴う訪問看護指示書の変更

○ 介護保険において、理学療法士等が訪問看護の一環としてリハビリテーションを行う場合は、時間と回数を訪問看護指示書に記載することとしている。

(別紙様式 16)

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

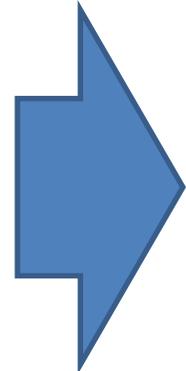
患者氏名	生年月日 年 月 日 (歳)		
患者住所	電話 () -		
主たる傷病名	(1)	(2) (3)	
現在の状況 (該当項目に○等)	病状・治療 状		
	投与中の薬剤 の用量・用法	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
	日常生活 自立度	寝たきり度 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 認知症の状況 I IIa IIb IIIa IIIb IV M	
	要介護認定 の状況	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)	
	褥瘡 の深さ	DESIGN分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 III度 IV度	
	装着・使用 医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置 2. 透析液供給装置 3. 酸素療法 (1/min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養 (経鼻・胃瘻 : サイズ , 日に1回交換) 8. 留置カテーテル (部位 : サイズ , 日に1回交換) 9. 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式 : 設定) 10. 気管カニューレ (サイズ) 11. 人工肛門 12. 人工膀胱 13. その他 ()	
	留意事項及び指示事項		
	I 療養生活指導上の留意事項		
	II 1. リハビリテーション 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他		
	在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)		
緊急時の連絡先 不在時の対応			
特記すべき留意事項 (注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)			
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名) たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 (無 有 : 訪問介護事業所名)			

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

医療機関名
住 所
電 話
(FAX.)
医師氏名 印

事業所 殿



(別紙様式 16)

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名	生年月日 年 月 日 (歳)		
患者住所	電話 () -		
主たる傷病名	(1)	(2) (3)	
現在の状況 (該当項目に○等)	病状・治療 状		
	投与中の薬剤 の用量・用法	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
	日常生活 自立度	寝たきり度 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 認知症の状況 I IIa IIb IIIa IIIb IV M	
	要介護認定 の状況	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)	
	褥瘡 の深さ	DESIGN分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 III度 IV度	
	装着・使用 医療機器等	1. 自動腹膜灌流装置 2. 透析液供給装置 3. 酸素療法 (1/min) 4. 吸引器 5. 中心静脈栄養 6. 輸液ポンプ 7. 経管栄養 (経鼻・胃瘻 : サイズ , 日に1回交換) 8. 留置カテーテル (部位 : サイズ , 日に1回交換) 9. 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式 : 設定) 10. 気管カニューレ (サイズ) 11. 人工肛門 12. 人工膀胱 13. その他 ()	
	留意事項及び指示事項		
	I 療養生活指導上の留意事項		
	II 1. リハビリテーション (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて 1日あたり20・40・60・()分を週()回(注:介護保険の訪問看護を行う場合に記載)) 2. 褥瘡の処置等 3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 4. その他		
	在宅患者訪問点滴注射に関する指示 (投与薬剤・投与量・投与方法等)		
緊急時の連絡先 不在時の対応			
特記すべき留意事項 (注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬物アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス利用時の留意事項等があれば記載して下さい。)			
他の訪問看護ステーションへの指示 (無 有 : 指定訪問看護ステーション名) たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示 (無 有 : 訪問介護事業所名)			

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

医療機関名
住 所
電 話
(FAX.)
医師氏名 印

事業所 殿

訪問看護に係る課題(小括2)

(理学療法士等による訪問看護について)

- ・ 理学療法士等の従業者数の増加とともに訪問看護ステーションを含む介護サービス施設で就業する理学療法士等が増加しており、それに伴い、訪問看護ステーションの従事者数に占める理学療法士等の割合も増加している。
- ・ 理学療法士等による訪問看護の算定日数の割合は約2割であり、脳血管疾患、筋骨格・運動器疾患、神経難病の利用者は、理学療法士等による訪問看護の割合が高かった。
- ・ 理学療法士等の訪問割合別に、訪問看護におけるケアの実施状況をみると、理学療法士等による訪問割合の違いにより利用者に提供されたケアの内容は異なっていた。
- ・ 介護保険では、理学療法士等が訪問看護の一環としてリハビリテーションを行う場合、時間と回数を訪問看護指示書に記載することとしている。